

## 常勤役員の退職手当金に関する規則

社団法人 発明協会

役員報酬に関する規程第4条（退職手当金）第2項の規定に基づき、この規則を定める。

1. 退職手当金の算定は、次のとおりとする。
  - (1) 退職時の報酬の月額に百分の25を乗じ、それに在職した月数を乗じた額とする。
  - (2) 前号に規定する報酬の月額は、年額を12で除したものとする。
2. 前項に規定するものの他、職務実績を考慮して、特別に加算する退職手当金は、その都度決定する。
3. 定款第16条（解任）の規定により解任された時は、退職手当金は支給しない。

### 附則

この規則の一部を改正する規則は、平成12年7月1日から施行する。